

大阪府母子家庭等自立促進計画策定にあたって

部落解放母子父子家庭組合連絡協議会

大阪府母子家庭等自立促進計画がいよいよ策定される。母子家庭の自立支援に未経験の府下の自治体にとって手本となる府の計画が策定されたことは、大変重要な意義があり、力強い支援策という形で計画が具体化されることに大きな期待を寄せている。

しかしながら、具体的には大阪府の計画は8町1村分であり、それを除く各市町においては自立促進計画づくりや専念できる相談員の体制づくり、自立を支援する事業の制度化などはこれからであり、どれだけがんばってくれるのかという問題になってくる。自治体にとっては義務ではない事業の制度化が計画が策定されるまで、2年間はできない、ではなく、今すぐ自治体に制度化を強く求めていくことが重要である。

府の計画の具体化にあたって、3点の問題をあげる。相談を受ける自立支援員のスキルアップや支える体制（ケース会議など）はこれからであるが、相談を役所で待っているという形では、いくら事業化されても（今はほとんど事業化されていないが）、多くの母子家庭を誘導することはできない。相談とは発見であり、いかに困難を抱えても相談に行くことができない母子家庭に照準をあてた相談体制づくりを求め

る。特に、有効な手だてが母子家庭当事者による相談体制であり、当事者の育成である。

もう一点は、「母子家庭就業支援の法律」が制定され、自治体・企業が母子家庭に仕事をつくる、雇用を促進すると言ったことが至上命令となっているが、不況やリストなど現実には厳しい。総合評価入札制度もモデル的な段階である。企業がもっと採用したくなるような促進策が必要である。表彰制度や特典、社会的認知など、母子家庭の雇用を進めることが、企業のプラスとなる社会やシステムをつくることが重要である。当事者にとっても大きな励みになることはまちがいない。

最後に、母子家庭の差別の撤廃問題である。差別を許さない社会づくり、豊かな人と人とのつながりを地域からつくるのが大切であるが、まだ緒についたところである。しかし、「地域福祉計画」づくり、第2次「人権教育10年行動計画」づくり、「次世代育成行動計画」づくりなど様々な環境づくりの手だてが母子家庭の前に提示されている。自立支援にとってもプラスとなるこれらの計画に母子家庭の問題をきちんと位置づけることが（もちろん市町村においても、）計画をより具体化させることにプラスとなることは間違いない。

母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法

(110)三(平成一五)年七月二四日法律第128号

(目的)

この法律は、最近の経済情勢の変化により母子家庭の母の就業が一層困難となつていくことにかんがみ、支給開始後一定期間を経過した場合等における児童扶養手当の支給が制限される措置の導入に際して、母子家庭の母の就業の支援に関する特別の措置を講じ、もって母子家庭の福祉を図ることを目的とする。

第一条

厚生労働大臣は、この法律の施行の日から平成二十年三月三十一日までの期間(以下「対象期間」といふ)に係る母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第十一条第一項に規定する基本方針(以下この条において「基本方針」といふ)については、母子家庭の母の就業に関する状況を踏まえ、その就業の支援に特別の配慮がなされたものとしなければならない。

厚生労働大臣及び関係行政機関の長は、基本方針において母子家庭の母の就業の支援に関して講じようとする施策の充実を図られるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

母子及び寡婦福祉法第十一条第二項第三号に規定する母子家庭及び寡婦自立促進計画(以下この項において「自立促進計画」といふ)を策定する同号に規定する都道府県等は、対象期間に係る自立促進計画については、基本方針に即し、母子家庭の母の就業の支援に特別の配慮がなされたものとしなければならない。

政府は、毎年、対象期間に係る各年度における母子家庭の母の就業の支援に関して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二条

政府は、国会に対し、対象期間に係る各年度における母子家庭の母の就業の支援に関する施策の実施状況を報告しなければならない。

政府は、対象期間に係る母子及び寡婦福祉法第十六条に規定する母子福祉資金貸付金の貸付けについて、母子家庭の母の就業が促進されるように特別の配慮をして、同条に規定する政令を定めなければならない。

第三条

国は、民間事業者に対し、母子家庭の母の就業の促進を図るために必要な協力を求めるように努めるものとする。

第四条

国は、母子家庭の母の就業の促進を図るため、母子及び寡婦福祉法第六條第六項に規定する母子福祉団体その他母子家庭の母の福祉を増進することを主たる目的とする社会福祉法人、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人又は特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第一項に規定する特定非営利活動法人であつて、その受注に係る業務を行う者が主として母子家庭の母であるものの受注の機会を増大が図られるように配慮するものとする。この場合において、国の物品及び役務の調達に当たっては、予算の適正な使用に留意するものとする。

第五条

国は、民間事業者に対し、母子家庭の母の就業の促進を図るために必要な協力を求めるように努めるものとする。

第六条

国は、母子家庭の母の就業の促進を図るため、母子及び寡婦福祉法第六條第六項に規定する母子福祉団体その他母子家庭の母の福祉を増進することを主たる目的とする社会福祉法人、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人又は特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第一項に規定する特定非営利活動法人であつて、その受注に係る業務を行う者が主として母子家庭の母であるものの受注の機会を増大が図られるように配慮するものとする。この場合において、国の物品及び役務の調達に当たっては、予算の適正な使用に留意するものとする。

第七条

地方公共団体は、前二条の規定に基づき国の施策に準じて、母子家庭の母の就業の促進を図るために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(この法律の失効)

この法律は、平成二十年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、平成十九年度における母子家庭の母の就業の支援に関する施策の実施の状況に係る第三条第二項の規定による報告については、同項の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。

(地方公共団体の施策)

地方公共団体は、前二条の規定に基づき国の施策に準じて、母子家庭の母の就業の促進を図るために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(この法律の失効)

この法律は、平成二十年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、平成十九年度における母子家庭の母の就業の支援に関する施策の実施の状況に係る第三条第二項の規定による報告については、同項の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。